

福島県の避難指示のあった市町村に関する農地法の規制緩和について

・福島県内の避難指示があった市町村の住民の帰還を促進するため、平成26年1月10日に省令改正を行い、当該市町村が復興整備計画を策定し復興のための事業を実施する場合、第1種農地（原則転用不許可）の転用ができるよう措置。福島県川俣町では、復興整備計画策定に向け、現在、国及び県と調整中（平成26年5月現在）。

改正内容

原発事故により避難指示のあった福島県内の市町村において、次の場合に第1種農地（原則転用不許可）の転用を可能にする。

- ① 市町村が、地域の協議会で話し合い、東日本大震災復興特区法に基づく復興整備計画を策定し、
- ② 同計画に位置付けられた復興整備事業が復興に必要かつ適当で農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合

対象地域

